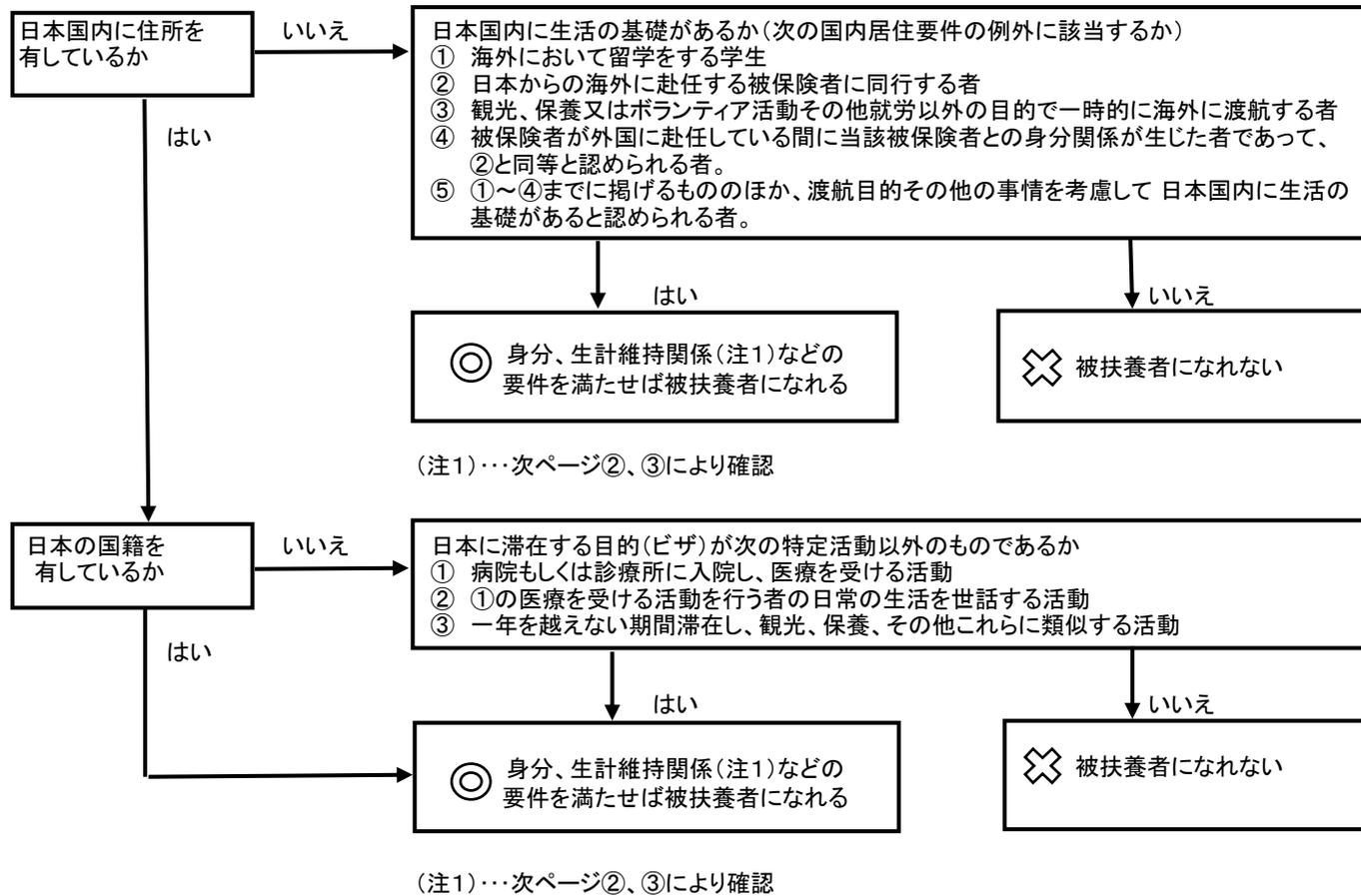


今回の改正を含めた被扶養者判定のフローチャート



海外に在住する被扶養者の扶養認定に必要な添付書類について

国内認定対象者に求めている証明書類の提出が困難な場合は、次の①～③の書類を提出してください。

※書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。

※収入が外国通貨の場合は日本円に換算し、扶養認定基準を満たしているかを確認します。

①被扶養者 現況申立書(海外居住者用)

②身分関係(続柄)が確認できる書類

・続柄が確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類

③生計維持関係(被扶養者の収入)が確認できる書類

ア)被保険者と扶養される方が別居の場合

A)認定対象者の収入の確認

収入がある場合	公的機関又は勤務先から発行された収入証明書
収入がない場合	収入がないことを証明する公的証明書又はそれに準ずる書類

B)被保険者の仕送り額の確認

・金融機関発行の振込依頼書又は振込先の通帳の写し

※扶養される方の年間収入が被保険者からの年間の仕送り額未満であることが必要です。

イ).被保険者と扶養される方が同居の場合

A)認定対象者の収入の確認

収入がある場合	公的機関又は勤務先から発行された収入証明書
収入がない場合	収入がないことを証明する公的証明書又はそれに準ずる書類

B)被保険者と同一世帯であることの確認

・被保険者と同一世帯であることを確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類

※扶養される方の年間収入が被保険者の年間収入の2分の1未満であることが必要です。

【身分関係(続柄)や生計維持関係(被扶養者の収入)を確認する書類の具体例】

国名	身分関係を確認する書類の例	収入を確認する書類の例
中国	・親族関係証書(続柄など) ・住民戸籍簿(住所) ※ただし自治体により対応が異なる可能性有り	(収入がある場合) ・勤務先から発行された収入証明書 (収入がない場合) ・自治体発行の無収入証明書 ※ただし自治体により対応が異なる可能性有り
韓国	・家族関係証明書(日本の戸籍謄本にあたるもの) ・婚姻証明書(配偶者の場合) ・出生証明書(親子関係の場合)	(収入がある場合) ・勤務先から発行された収入証明書 (収入がない場合) ・管轄税務署発行の無所得証明書
フィリピン	・婚姻証明書(配偶者の場合) ・出生証明書(親子関係の場合)	(収入がある場合) ・勤務先から発行された収入証明書 (収入がない場合) ・無収入の証明については決まったものがなく、自治体の窓口などで個別対応の可能性
ベトナム	・日本の戸籍謄本にあたるもの ・婚姻証明書(配偶者の場合) ・出生証明書(親子関係の場合)	(収入がある場合) ・勤務先から発行された収入証明書 (収入がない場合) ・無収入の証明については決まったものがなく、自治体の窓口などで個別対応の可能性
ブラジル	・領事館発行の婚姻証明書	
シンガポール	・配偶者がDPパス(Dependant's Pass)を所持している場合・・・婚姻証明書 ※DPパスはEP(就労)パスの配偶者とその子どもに交付される。	・ビザ種別(就労に別途許可が必要なDPパス)または、IRAS(シンガポール内国歳入庁)からの納税状況にかかる回答書(個別に別途申請)を無収入証明とする。

※身分関係、生計維持関係の確認書類については、国や地域により形態や記載内容が必ずしも一致するものではないため、提出された書類により個別に判断致します。